

# いま求められるマネー・ローンダリング およびテロ資金供与対策(上)

## 地域金融機関・保険業界編

金融庁 総合政策局  
リスク分析総括課

金融証券検査官

金築 真人  
日下 誠也

本稿を含め、これから3回に分けて「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、ガイドライン)の内容やガイドライン公表以降の各種調査結果を踏まえ、地域金融機関・保険・信託・資金移動・証券の5業界で想定されるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下、ML/FT)リスクの着眼点や課題などについて解説する。

### FATF第4次審査

2019年にFATF第4次対日相互審査(以下、第4次審査)が実施される。第4次審査では、法令などの整備状況に加えて、ML/FT対策(以下、AML/CFIT)の有効性も審査される。その際、審査団は金融機関への面談なども行い、対策の有効性を検証するが、金融機関は、データも示しながら合理的かつ説得力のある説明を行う必要がある。対象は銀行・保険・信

託・資金移動・証券を含むと思われるが、どの業界の誰が審査対象になるかは直前まで明かされない。他国の審査結果を見ると、審査対象となる金融機関への評価が国の評価にも直結することから、業界や規模に関係なくFATF水準を目指してAML/CFITを構築し、その有効性を高めておく必要がある。残された時間は多くはない。

### 地域金融機関

地域金融機関がリスクベース・アプローチ

チ(以下、RBA)に基づくAML/CFITの実効的な態勢整備を行うにあたっては、リスクの特定・評価が発点となるが、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下、犯収法)では、これを文書化した特定事業者作成書面等(以下、リスク評価書)の作成が求められている(犯収法11条4号・同法施行規則32条1項1号)。リスク評価書の作成にあたっては、犯罪収益移転危険度調査書(以下、NRA)の内容を勘案し、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性などのリスクを広範かつ詳細に検

証することが求められる。また、預金取扱金融機関の項目だけではなく、他業界の危険度なども参照し、当該他業界の顧客の有無、記載されている悪用事例や統計資料なども分析に活用することが考えられる。さらに、NRAのみならず、金融機関の個別的特性を踏まえて幅広くリスクを想定することも重要である。

## 地域金融機関におけるAML/CFTの現状と課題

### (1) 現状

国際的な犯罪集団などの手口が複雑化・高度化する中で、地域金融機関においても第4次審査に向けたAML/CFT強化への気運の高まりが見られるが、RBAの浸透や態勢整備に改善の余地を残している。国際的な要請の高まりを踏まえれば、第4次審査はあくまでも通過点であり、ML/FTRリスクを経営上の主要なリスクととらえ、中長期的な目線で計画的・継続的に管理態勢とその有効性の検証・見直し・改善を図っていくことが求められる。

そこで、以下では、地域金融機関におけるAML/CFT態勢の課題に言及する。

### (2) リスク評価書の課題

充実したリスク評価書の作成は、RBAの考え方に基づく態勢整備やその高度化にあたり必要不可欠な作業である。リスク評

価を深度あるかたちで実態に即してきめ細かく実施している金融機関ほど、個々のML/FTRリスクを想定した具体的なリスク低減措置を講じている傾向がある。

現状、大多数の地域金融機関がリスク評価書を作成しているが、分析の深度、具体化の程度について金融機関によってばらつきが認められる。例えば、NRAや広く用いられているリスク評価書のひな型などの内容をそのまま流用するだけで、金融機関が有する個別的特性の観点が加味されていない事例や、リスク評価が断片的・抽象的なために実効性のあるリスク低減措置の実施につながっていない事例が散見される。NRAを参照しつつ、過去に提出した疑わしい取引の届出の分析などを通じて、すべての商品・サービス、顧客属性などについて網羅的に洗い出しを行うべきである。

現に、FATFの各国相互審査報告書においても、中小規模の金融機関において、リスクの洗い出しが国の公表するリスクアセスメントに表記されているML/FTRリスクにとどまる点や、リスク評価の際の分析が不十分なため実効的なリスク低減措置が講じられていない点が指摘されている。

### (3) 送金業務における態勢整備の課題

地域金融機関の態勢整備に関して、ここでは送金業務における課題を提起したい。

### (ア) 顧客管理

営業現場での送金受付時に、犯収法など

に基づき取引開始時などに把握した「取引を行う目的」「職業」「事業の内容」などの各種顧客管理情報と送金内容との整合性確認が不十分であるため、本来、顧客管理情報を踏まえると顧客が多額の送金を行う際の申告内容などが不自然であるにもかかわらず、合理的な理由を確認することなく送金を受け付け、不審な取引を実行している事例が複数認められる。

したがって、顧客管理情報の収集を犯収法上の義務としてとらえるのみならず、ML/FTRリスク低減措置の中核的事項として位置付け、送金内容の合理性・妥当性を判断するために収集すべき顧客管理情報の内容、送金受付時の管理方法、顧客管理情報と乖離が生じた場合の対応方法など、取引のリスクに応じた確認・検証手続きなどについて検討が必要である。

### (イ) 取引モニタリング・フィルタリング

取引モニタリング・フィルタリングにおけるシステムの運用・整備状況を見ると、取引モニタリングに関しては、特殊詐欺などの検知を目的とした取引敷居値しきい値などの設定を通じて、国内為替の不審な取引の特定や疑わしい取引の検出につなげている。一方で、海外送金などについては、システムを活用した取引モニタリングの対象外としている事例や、対象としてもML/FTRリスクを踏まえたシナリオや敷居値の設定によるモニタリングが十分に行われてい

ない事例が散見され、今後の課題である。

また、制裁対象者などを検知する取引ファイルリングシステムに関しては、システムに登録された制裁リストが不完全である事例や、制裁リストに該当すると断定はできないものの、その疑いが残る対象についての追加的な検証が必ずしも十分ではない事例が認められる。

ML/FTRリスクは形式的・一律的な判定が困難な場合が多く、追加的・継続的な顧客管理を実施しながら、取引モニタリング・ファイルリングなどのリスクを見極める枠組みを整備することが課題である。

#### (ウ)海外送金における事務委託

地域金融機関が海外送金を行うにあたり、業務委託契約を締結している中央機関や国内の大手金融機関を経由して海外の被仕向金融機関に送金する場合がある。しかしこの際、地域金融機関において、送金依頼人や受取人の情報が法令上の要件は充足しているものの、RBAの観点からは不十分な状態であるにもかかわらず送金手続きを進めている事例が認められる。地域金融機関もRBAに基づいた顧客管理措置を実施して送金情報を収集する必要がある。

委託元金融機関の管理態勢の不備により不正送金などを看過した結果として、受託金融機関などが海外当局からの制裁金負担やコルレス契約の解除などに至る事象が発生すれば、レピュテーションリスクのみな

らず、業務委託契約の解除を求められるなどの不利益が委託元金融機関に生じる可能性もある。海外送金を委託する場合においても、委託元金融機関は、海外送金によるML/FTRリスクを特定・評価したうえで、顧客管理情報との整合性確認や送金依頼人・受取人確認を適切に実施するなど、低減措置を着実に講じることが求められる。また、受託金融機関などにおいてもコルレス管理やゲートキーパーとして、受託取引ごとにパターン分析を行う仕組みを構築するなど、管理態勢の強化が求められる。

## 保険業界

保険業界におけるML/FTRリスクは、保険金の給付要件が限定されており、資金の支払先、支払われるタイミングに制約があることから、例えば国内外の顧客に対して送金・決済などの多様な金融サービスを提供する預金取扱金融機関とは異なるリスクの所在となっている。

一方で、保険会社が取り扱う商品・サービスのうち、生命保険会社における一時払い終身保険や養老保険、損害保険会社における積立型保険に代表されるような蓄財性を有する商品は、犯罪による収益をその保険料に充当し、当該契約をほどなく解約して払い戻しを受けるなどの形態で、犯罪による収益の移転に悪用される危険性が認め

られる。この点については、犯収法においても、取引時確認の実施などが義務づけられている（犯収法4条1項）。また、犯罪収益が保険商品に流入するリスクを排除するという観点からは、前記の法令において実施が求められる対応に加えて、顧客やその実質的支配者の属性、資産・収入の状況、保険料の資金源といった、顧客にかかわる情報を顧客受入時のみならず継続的に調査していくことも重要である。

## 保険業界におけるAML/CFITの着眼点

保険業界におけるML/FTRリスクとして、蓄財性の高い商品のほか、インターネットなどの普及により多様化する非対面取引、募集人・代理店が介在する取引、非居住者などに対する海外送金を伴う取引などが考えられる。

特に、保険契約の締結は、募集人・代理店が対面募集を行う場合が多いことから、グループベースで一貫した顧客管理措置を実施するため、自社の職員だけでなく募集人・代理店の職員も含めたML/FTRリスクに関する研修会の実施、事務マニュアルなどへの疑わしい取引の事例掲載、募集人・代理店と自社の両者間の顧客管理措置に関する責任の所在の明確化といった措置を実施していく必要がある。また、近年増加

する、複数の保険会社から委託を受けて保険募集を行う乗合代理店についても、当該代理店と自社の両者間の顧客管理措置に関する役割分担を明確にする必要がある。

また、保険会社では、損害保険会社が海上保険の保険金を支払う場合や、生命保険契約について、その締結後に外国に転居した非居住者に対して保険金を支払う場合などにおいて、預金取扱い金融機関を介した海外送金業務を取り扱っている。しかし、これらの保険会社の中には、当該保険契約の受付時もしくは保険金支払時に実施している取引フィルタリングに際し、反社先リストに完全一致するか否かを形式的に検証するにとどまっている事例が認められる。海外送金に際して、預金取扱い金融機関を介してこれを実施している保険会社においても、必要に応じてITシステムなどを活用しながら、不自然な海外送金を未然に防止できる態勢を整備することが求められる。なお、貿易取引に付随した海上保険は、貿易に関連する当事者が多く、巧妙化・複雑化するML/FITの大口も踏まえれば、例えば、取引にかかわる国・地域のリスクのみに依拠するのではなく、取引対象となる商品・サービス、船積地・経由地・荷卸地・最終目的地、船舶名、港湾管理者、最終受取人などに関する情報も考慮してリスクを特定・評価することや、書類受付時と取引実行時に一定の時差がある場合や貿易

書類の修正が行われた場合に制裁リストとの照合を改めて行うことも考えられる。

## 保険業界におけるAML/CFITの課題

現状、前記のような観点も考慮しながら自社において発生しうるML/FITリスクについて、全社的な視点から洗い出しを行い、その低減に向けた措置をリスク評価書上で具体的に分析・計画している保険会社は多くない。現に、FATFの各国相互審査報告書において、保険業界においてリスクベースでの対応が行われていないことが指摘事項となっている例（ノルウェー・スペインなど）があることも踏まえれば、各社は、自らが直面するリスクを特定・評価し、実効的な管理態勢を整備したうえで、刻々と変化する情勢に応じて機動的にその内容の見直しを図りつつ、日々の業務を遂行していくことが求められる。

また、実効的なAML/CFIT管理態勢の構築には、ITシステムを活用して、異常な取引の自動的な検知などを行うことが有効な手段の一つである。保険会社においても、例えば、前記の蓄財性の高い保険商品について、中途解約やクーリングオフにより契約締結から短期間のうちに多額の解約返戻金を受け取る異常取引の検証を、システムなどを用いた取引モニタリングによ

って実施するケースが見られる。そのほかにも、保険契約者や保険金の受取人が変更された契約、保険料が高額な金額に変更された契約、短期間で解約された後に海外送金を実施された取引などの通常想定されうる取引と異なる不自然な取引について、これらを検知できるシナリオを設定したITシステムを活用して、取引モニタリングを実施している事例が見受けられる。各社の態勢高度化に向けた取組みの一例として参考とされたい。

（なお、本稿において意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、所属する組織の見解を示すものではない。）

かねつき まさと

04年九州大学法学部卒、地方銀行に入行。法人営業、本部での企画管理業務に従事。18年4月より現職。AML/CFITに関する企画業務などに従事。

くさか せいや

14年京都大学法学部卒、信託銀行に入社。法人営業に従事。18年4月より現職。AML/CFITに関する企画業務などに従事。